

社会福祉法人コスモス 定 款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

- (イ) 保育所及び子保育園の設置経営
- (ロ) 保育所いづみ保育園の設置経営
- (ハ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ニ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ホ) 老人デイサービスセンター結いの里の設置経営
- (ヘ) 老人介護支援センター（結いの里）の経営
- (ト) 相談支援事業の経営
- (チ) 移動支援事業の経営
- (リ) 地域活動支援センターの経営
- (ヌ) 一時預かり事業の経営
- (ル) 障害児通所支援事業の経営
- (ヲ) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人コスモスという。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、必要な時に、福祉の利用を必要とする高齢者・障害児(者)・児童等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。
- 3 この法人は、利用者の代表者及び利用者の家族の代表者で組織する団体の声を事業経営に反映できるように努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府堺市東区野尻町8番地4に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上16名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・

解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、理事会で選任する外部委員 2 名及び職員 1 名の合計 3 名の委員で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員の資格)

第 7 条 評議員の選任にあたっては、社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 9 条 評議員に対して、評議員一人当たりの各年度の総額が 5 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 10 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第 11 条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 公益事業に関する重要な事項
- (8) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (9) 解散
- (10) 残余財産の処分
- (11) 基本財産の処分
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、2 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定義)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 6 名以上 15 名以内

(2) 監 事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、7 名以内を業務執行理事とすることができる。

この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 17 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第 18 条 理事の選任にあたっては、社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 監事の選任にあたっては、社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親

族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度ごとに 3 ヶ月を超える間隔で 3 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 21 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 22 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前までに退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 23 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 24 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第 25 条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 22 の 2 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第 26 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該事案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 堺市北区南花田町536番1 536番2 536番3所在の
ほくぶ障害者作業所 敷地 3筆 (885.00 m²)
- (2) 堺市東区高松106番1、107番所在の
堺東部障害者作業所 敷地 2筆 (1,676.23 m²)
- (3) 堺市南区桧尾1382番6所在の
せんぼく障害者作業所 敷地 1筆 (1,870.01 m²)
- (4) 堺市東区西野576番4 576番11
堺市東区南野田392番6所在の
麦の子保育園 敷地 3筆 (778.23 m²)
- (5) 堺市北区新金岡町四丁6番1、6番7所在の
いづみ保育園 敷地 2筆 (1,730.41 m²)
- (6) 堺市南区片蔵165番所在の
ふれあいの里かたくら 敷地 1筆 (1,222.17 m²)
- (7) 堺市西区浜寺石津町西五丁329番1所在の
老人デイサービスセンター結いの里 敷地 1筆 (915.06 m²)
- (8) 堺市東区野尻町8番1、4所在の
総合生活支援センターえると 敷地 2筆 (1,278.00 m²)
- (9) 堺市南区三木閉54番所在の
グループホーム三木閉ポラリス・グループホーム三木閉ペガサス
敷地 1筆 (323.96 m²)
- (10) 堺市北区南花田町536番5所在の
グループホーム春の風1・グループホーム春の風2
敷地 1筆 (252.00 m²)
- (11) 堺市中区土師町五丁1937番4所在の
グループホーム友・グループホーム銀河
敷地 1筆 (193.43 m²)
- (12) 堺市南区片蔵1449番421所在の
グループホームみらい 敷地 1筆 (120.03 m²)
- (13) 堺市堺区東湊町六丁338番1所在の
グループホームみなと 敷地 1筆 (297.62 m²)
- (14) 堺市東区高松107番所在の
グループホームすみれ 敷地 1筆 (584.82 m²)
- (15) 堺市堺区新在家町東四丁31番所在の
グループホームあじさい 敷地 1筆 (188.99 m²)
- (16) 堺市南区榎202番9所在の
総合生活支援センターそら・グループホームそら 敷地 1筆 (2,241.73 m²)
- (17) 堺市堺区東湊町五丁276番所在の
おおはま障害者作業所 敷地 1筆 (1,558.95 m²)
- (18) 堺市堺区春日通一丁3番1所在の
グループホーム春日1・グループホーム春日2 敷地 1筆 (190.21 m²)
- (19) 堺市堺区東湊町四丁237番1、238番1所在の
第2おおはま障害者作業所 敷地 2筆 (858.92 m²)
- (20) 堺市北区南花田町536番地1 536番地2 536番地3所在の
鉄骨造鉄板葺陸屋根2階建

- ほくぶ障害者作業所 園舎 1棟 (958.91㎡)
- (21) 堺市東区高松106番地1、107番地所在の鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建
堺東部障害者作業所 園舎 1棟 (830.73㎡)
同所同番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
堺東部障害者作業所 休憩所 1棟 (22.80㎡)
- (22) 堺市南区桧尾1382番地6所在の鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺2階建
せんぼく障害者作業所 園舎 1棟 (1,069.10㎡)
- (23) 堺市東区西野576番地4 576番地11所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ
鋼板ぶき・陸屋根地下1階付3階建
麦の子保育園 園舎 1棟 (927.52㎡)
- (24) 堺市北区新金岡町四丁6番地7、6番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
いづみ保育園 園舎 1棟 (951.35㎡)
同所同番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
園舎 1棟 (90.98㎡)
- (25) 堺市南区片蔵165番地所在の鉄骨造鋼板葺2階建
ふれあいの里かたくら 園舎 1棟 (993.64㎡)
同所同番地所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
物置・機械室 (13.75㎡)
同所同番地所在のコンクリートブロック造陸屋根平家建
機械室 (14.65㎡)
- (26) 堺市西区浜寺石津町西五丁329番地1所在の鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板葺
3階建
老人デイサービスセンター結いの里 園舎 1棟 (697.83㎡)
- (27) 堺市東区野尻町8番地4所在の鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板葺3階建
総合生活支援センターえると 園舎 1棟 (999.00㎡)
- (28) 堺市南区三木閉54番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
グループホーム三木閉ポラリス・グループホーム三木閉ペガサス
建物 1棟 (289.60㎡)
- (29) 堺市北区南花田町536番地5所在の木造スレートぶき2階建
グループホーム春の風1、グループホーム春の風2
建物 1棟 (262.49㎡)
- (30) 堺市中区土師町五丁1937番地4所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
グループホーム友・グループホーム銀河
建物 1棟 (216.28㎡)
- (31) 堺市南区片蔵1449番地421所在の木造スレートぶき2階建
グループホームみらい 建物 1棟 (108.54㎡)
- (32) 堺市堺区東湊町六丁338番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
グループホームみなと 建物 1棟 (228.70㎡)
- (33) 堺市北区南花田町533番地3所在の木造スレートぶき2階建
グループホーム緑の風 建物 1棟 (255.67㎡)
- (34) 堺市東区高松107番地所在の木造スレートぶき2階建
グループホームすみれ 建物 1棟 (261.67㎡)
- (35) 堺市東区高松123番地3、122番地29所在の木造スレートぶき2階建
第3堺東部障害者作業所ポケットリーフ 建物 1棟 (548.32㎡)
- (36) 堺市堺区新在家町東四丁31番地所在の木造スレートぶき2階建
グループホームあじさい 建物 1棟 (178.24㎡)
- (37) 堺市南区榎202番地9所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
総合生活支援センターそら 園舎 1棟 (816.98㎡)
- (38) 堺市南区榎202番地9所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
グループホームそら 建物 1棟 (349.75㎡)

- (39) 堺市堺区東湊町五丁 2 7 6 番地所在の鉄骨造陸屋根 3 階建
おおはま障害者作業所 園舎 1 棟 (1, 6 2 7. 75 m²)
- (40) 堺市堺区春日通一丁 3 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
グループホーム春日 1・グループホーム春日 2 建物 1 棟 (2 7 2. 34 m²)
- (41) 堺市堺区東湊町四丁 2 3 7 番地 1, 2 3 8 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき
2 階建
第 2 おおはま障害者作業所 園舎 1 棟 (7 0 5. 80 m²)
- (42) 堺市南区豊田 1180 番地所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
アクティブスペースかいと 園舎 1 棟 (5 4 7. 18 m²)
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 41 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第 33 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、堺市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、堺市長の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第 34 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第 35 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権行使)

第40条 この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業 結いの里
- (2) 総合生活支援センターえると会館の設置経営
- (3) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (4) 介護事業の人材を育成する事業
- (5) 西第1地域包括支援センター運営
- (6) 介護予防支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第 44 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、堺市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を堺市長に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、社会福祉法人コスモスの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 46 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	中内 福成	理 事	上西 順三
理 事	豊田 八郎	理 事	瀬藤 みや乃
理 事	梅川 勉	理 事	土井 孝子
理 事	神戸 伊知郎	理 事	木村 千代子
理 事	大槻 きくみ	理 事	駄田井 一郎
理 事	藤本 太	監 事	鳥居 義昭
理 事	山上 佳代子	監 事	樺田 克彦
理 事	中野 茂	監 事	吉川 喜章

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は、平成 29 年 7 月 14 日から施行する。

この定款は、平成 30 年 11 月 28 日から施行する。

この定款は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

この定款は、令和元年 7 月 16 日から施行する。

この定款は、令和 2 年 4 月 21 日から施行する。

この定款は、令和 2 年 7 月 30 日から施行する。

この定款は、令和 3 年 4 月 9 日から施行する。

この定款は、令和 4 年 1 月 5 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 6 月 24 日から施行する。